

川 情 発 第 6 号
令和 4 年 9 月 2 日

川口市監査委員	澤野	高雄	様
同	金井	洋	様
同	榊原	秀忠	様
同	芝崎	正太	様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和 4 年 5 月 3 1 日執行の企画財政部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（情報政策課）

情報政策課の修繕料において、一括して発注可能な工事を分割して発注し、川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

今後発注する工事や修繕につきましては、川口市契約に関する規則を遵守し、計画的に契約行為等に着手するとともに、設計金額に応じて適正に事務を執行して参ります。

